

令和 7 年 7 月 2 8 日

支出負担行為担当官

防衛大学校総務部長 井 草 真 言

防衛大学校オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、防衛大学校（以下「防大」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 オープンカウンター方式とは、防大が会計法（昭和 2 2 年法律第 3 5 号）第 2 9 条の 3 第 5 項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積書を徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第 3 条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 9 9 条第 2 号から第 4 号まで及び第 7 号に規定する契約のうち、防大がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

(対象案件の公表)

第 4 条 対象案件は、「防衛大学校におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」により、防大ホームページ並びに防大総務部会計課掲示板で公表する。

- 2 前項において公表に付する事項は、種別、調達番号、件名、見積依頼公表日、同等品等確認依頼書提出期限、見積書提出期限、見積合わせの日時とする。
- 3 対象案件について、電子調達システムを利用した見積書の提出及び開札手続により実施する場合には、調達ポータルにおいて前項と同様の内容を掲載する。

(参加資格)

第 5 条 見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予決令第 7 0 条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。

- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、防大が求める「資格の種類」のC又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、当該競争参加資格を有していない者であって、このオープンカウンターに参加を希望する者の内、以下のアからウのいずれかの条件を満たす者については、この限りでない。
- ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
- イ 同号又はアに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
- ウ 見積の提出日までの1年間において、支出負担行為担当官防衛大学校総務部長との間で契約を締結した実績がある事業者（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、A又はB等級に格付けされている者を除く。）
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 第3号の規定にかかわらず、見積提出依頼を行っても見積提出者がいない若しくは見積提出者との商議が不調となったために再度見積提出依頼を行う場合又は同一年度中に同一の物品調達等においてオープンカウンター方式による見積提出依頼を行った結果、防大が求める「資格の種類」のA又はB等級に格付けされた事業者からしか見積提出が確認されなかった場合においては、当該物品調達等に関しては、「資格の種類」のA又はB等級まで範囲を拡大して見積提出依頼を行うことができるものとする。なお、この場合におけるA又はB等級の者についても、前各号（第3号を除く。）の規定を適用する。

(見積書の提出等)

第6条 見積合わせに参加を希望する者は、防大ホームページ等で掲載又は防大が手交した見積依頼、本要領、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を熟覧又は熟読した上、見積書を提出しなければならない。

2 前項において希望があれば、手交に替え仕様書等を電子メール又はファックスにて受領することができる。

3 見積書の様式は任意とする。ただし、見積依頼において、様式及び記載方法等を示している場合はそれによるものとする。

4 見積書は、次の要領により記載しなければならない。

(1) 件名、金額、数量、調達番号、履行期限、履行場所、日付を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名をすること

(2) 見積金額を訂正しないこと

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと

(4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積書を作成しないこと

(5) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官（会計法第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）の指示に違反しないこと

(6) 電子調達システムを用いて見積書の提出を行う場合については、「調達ポータル・電子調達システム利用規約」に定めるところによること

5 見積書の提出の際に、前条第3号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し（以下「資格証明書」という。）を提出するものとする。

6 見積書及び資格証明書の提出に当たっては、持参のほか、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便又は電子メールにより提出しなければならない。ただし、電子調達システムを用いて提出を行う場合については、「調達ポータル・電子調達システム利用規約」に定めるところによる。

7 前項において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

8 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めないものとする。

(同等品の承認)

第7条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。

2 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を含まない。）を基準とし、公表時において定めた期限までに提出するものとする。

(見積合わせ)

第8条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合わせは、公示する見積依頼に記載した日時に非公開で行うものとする。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、防大が選定した者へ見積書を依頼することができるものとする。

(無効な見積書)

第9条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約の相手方の決定)

第10条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

- 2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。
- 3 くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者がいるときは、これに代わって防大の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- 4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した者に対して注文書により通知するものとする。

(結果の公表)

第11条 オープンカウンターの結果は、「防衛大学校におけるオープンカウンター方式による見積依頼・結果について」により、防大ホームページにおいて、契約の相手方の決定後速やかに公表するものとする。

- 2 前項において公表に付する事項は、調達番号、件名、提出者数、受注決定者及び決定価格とする。
- 3 第1項の規定による公表を除き、オープンカウンターの結果に関する照会には応じないものとする。

(契約の締結)

第12条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、支出負担行為担当官から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日を含まない。）にこれを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官から書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書（防衛省所管契約事務取扱規則（平成18年防衛庁訓令第108号）第53条に規定する別記第14号書式、別記第15号書式又は別記第16号書式）を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

- 4 電子調達システムにより電子契約書又は請書を作成する場合は、「調達ポータル・電子調達システム利用規約」に定めるところによるものとし、押印及び印紙税法に定める印紙の貼り付けは不要とする。

(異議の申し立て)

第 13 条 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 14 条 その他、本要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 支出負担行為担当官は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 支出負担行為担当官は都合により、見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。